

法務省民二第2550号
平成20年9月24日

法務局民事行政部長 殿

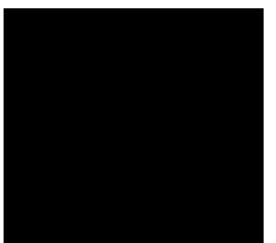
(東京を除く)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

シティバンク、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等の登記の抹消の取扱いについて（通知）

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙甲号

2不登1第395号
平成20年9月19日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長

シティバンク、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等の登記の抹消の取扱いについて（照会）

標記について、本年9月11日付でシティバンク銀行株式会社から別添のとおり照会があり、シティバンク、エヌ・エイからシティバンク銀行への事業譲渡前に抹消の原因が生じた抵当権等の登記の抹消を申請する場合には、当該照会で示された承継を証する情報等を添付させた上、受理して差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

平成20年9月11日

東京法務局民事行政部
首席登記官(不動産登記担当) 殿

シティバンク銀行株式会社

代表取締役社長

ロバート・アーサー・

シティバンク、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等の登記の抹消の取扱いについて（照会）

当行は、平成19年6月29日付けで銀行法第30条第3項の規定に基づく認可を得て、同年7月1日付けでシティバンク、エヌ・エイ（以下「エヌ・エイ」という。）の日本におけるすべての事業を譲り受け、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等については、事業譲渡に伴い、すべて当行への抵当権等の移転の登記の手続を完了しております。

ところが、上記事業譲渡前に債務の弁済を受けている抵当権等については、債務弁済時に順次これらの債務者に対し、抵当権等の登記の抹消に必要な書類の送付を完了しておりますが、現在、全国で約3,500件程度の登記が残されている可能性があり、すべての抵当権等について抹消の手続が完了することが期待できません。

エヌ・エイは、間もなく外国会社の支店の廃止の登記を行う予定ですが、上記事業譲渡に係る事項については、会社の合併事項とは異なり、商業登記簿には反映されないため、エヌ・エイの支店廃止後は事業譲渡を受けた事実を証明する手段がなくなり、事業譲渡に伴い登記申請義務を承継している当行としては、今後、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等の登記の抹消の申請についての添付情報の取扱いをどのようにすべきか検討しているところです。

つきましては、今後、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等の登記の抹消の申請についての添付情報については、下記のとおり取り扱っていただきたく、御照会申し上げます。

記

- 1 別紙1のとおり当行及びエヌ・エイから、日本におけるすべての支店の事業の全部を譲り受けた旨の証明（銀行法第30条第3項の規定による認可書の写しを添付）を発行し、当該証明及び当行及びエヌ・エイの登記事項証明書を添付することをもって、承継を証する情報として取り扱うこと。
- 2 エヌ・エイを登記名義人とする抵当権の登記の抹消の登記原因証明情報は別紙2のとおりとし、代理権限証明情報については別紙3のとおりとすること。

平成20年 月 日

東京都品川区東品川二丁目3番14号
シティグループセンター
シティバンク銀行株式会社
代表取締役社長
ロバート・アーサー・スネル 印

アメリカ合衆国ネバダ州ラスベガス市
パラダイスロード3900スイート127
(日本における支店)
東京都港区赤坂五丁目2番20号
シティバンク、エヌ・エイ
日本における代表者 坂口 誠 印

事業譲渡の証明

シティバンク銀行株式会社は、別添のとおり平成19年6月29日付けで銀行法第30条第3項に基づく認可を受け、同年7月1日付けをもってシティバンク、エヌ・エイの日本における全ての支店の事業の全部を譲り受けたことを証明いたします。

[Redacted]
金監第1651号

東京都品川区東品川二丁目3番14号
シティバンク準備株式会社

平成19年6月20日付で申請のあった、シティバンク、エヌ・エイ在日支店の事業の全部の譲受けについては、銀行法第30条第3項の規定により、申請のとおり認可する。

平成19年6月29日

金融庁長官 五味廣文
[Redacted]

[Redacted]
金監第1650号

東京都港区赤坂五丁目2番20号
シティバンク、エヌ・エイ

平成19年6月14日付で申請のあった、シティバンク、エヌ・エイ在日支店の事業の全部の譲渡については、銀行法第30条第3項の規定により、申請のとおり認可する。

平成19年6月29日

金融庁長官 五味廣文
[Redacted]

抵当権消滅証書

様

平成 年 月 日 法務局 支局 受付第 号

をもって登記された下記の不動産に対する抵当権は

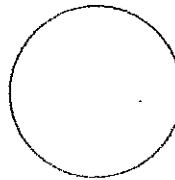
平成 年 月 日 弁済により消滅しました。

以上

平成 年 月 日

(被承継者 シティバンク、エヌ・エイ)

東京都品川区東品川二丁目3番14号
シティグループセンター
シティバンク銀行株式会社
代表取締役
ファビオ・フォンタイニヤ・ビエイラ



不動産の表示

委任状

受任者

私は、上記の者を代理人と定め、下記の登記申請手続きについて次の権限を委任します。

1. 登記申請手続きに関する一切の権限並びに原本還付請求及び原本受領に関する一切の権限
1. 登記識別情報通知の受領に関する一切の権限
1. 復代理人選任に関する一切の権限

記

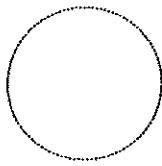
登記原因証明情報たる平成 年 月 日付

抵当権消滅証書記載のとおりの抵当権抹消登記申請
手続に関する一切の件。

平成 年 月 日

(被承継者 シティバンク、エヌ・エイ)

東京都品川区東品川二丁目3番14号
シティグループセンター
シティバンク銀行株式会社
代表取締役 フアビオ・フォンタイニヤ・ビエイラ



[REDACTED]

法務省民二第2549号

平成20年9月24日

東京法務局民事行政部長 殿

[REDACTED]
法務省民事局民事第二課長

[REDACTED]

シティバンク、エヌ・エイを登記名義人とする抵当権等の登記の抹消の取扱いについて（回答）

本月19日付け2不登1第396号で照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。